

青森県公害防止条例（振動関係）

○振動関係施設

1 工場等の用に供するもの	送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上であること
2 金属の加工の用に供するもの	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW未満であること
3 土石又は鉱物の加工の用に供するもの	切断機	原動機の定格出力が3.75kW以上であること
4 マッチ軸木の製造の用に供するもの	(1) 軸むき機	
	(2) 軸きざみ機	
	(3) 選別機	
	(4) 乾燥機	
	(5) 軸そろえ機	
5 建設用資材の製造の用に供するもの	(1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く。）	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上であること
	(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上であること
6 繊維工業の用に供するもの	(1) 動力打綿機	
	(2) 動力混打綿機	
7 製鋼の用に供するもの	製鋼機（電動機を用いるものに限る。）	